

# 下水道へ接続しましょう

## 100年先 笑顔につなぐ 西原町



WEB版はこちら



西原タッチューと下水道マンホール

西原町役場 上下水道課

# 西原町の みなさんへ



## 下水道ってなに？

下水道は、家庭や工場などから出る汚水や雨水を、衛生的にすばやく集めて流したり生き物が暮らせるようなきれいな水にして川や海にかえしたり、再利用したりするなど、私たちの生活にかかせない大切な役割をもっています。きれいにして自然にかえされた水はやがて蒸発し雨となって、そのあと川やダムを通り浄水場で処理されて、生活に必要なお水としてみなさんのところへ届けられます。



下水道と自然は  
繋がってるんだよ。



## 西原町と下水道

西原町内の下水は西原浄化センターに集め、きれいにして中城湾へ放流しています。ただ、西原町のすべての家庭や工場が下水道に接続できているわけではなく、浄化槽を使用して汚水进行处理している家庭や工場もあります。浄化槽は定期的にメンテナンスを行わないと処理能力が低下し、汚水が流れでてしまう為、川や海を汚す要因となっている可能性があります。西原町の下水道接続率をさらに高めていく為には、西原町のみなさんが下水道について理解し接続して頂くことが必要です。

# 下水道へ接続すると変わる 未来

01

## 衛生的で美しい街を保つ

生活排水が速やかに運ばれて生活環境が整います。

02

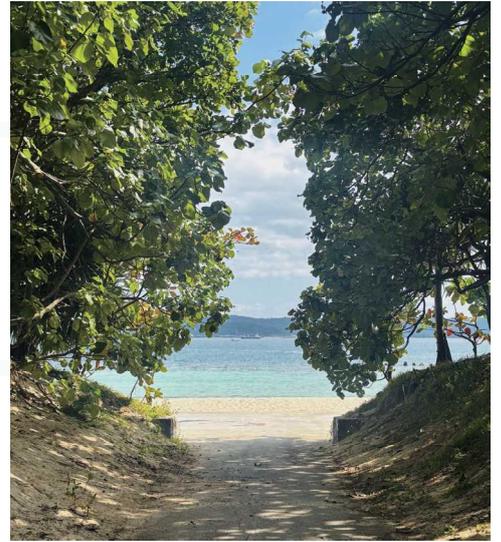
## 川や海をきれいにして自然環境を守る

家庭や工場から出た汚水をきれいにして川や海に流すことで、自然環境を守ります。

03

## うるおいある環境が身近に

良好な植生や水辺環境を活かした公園・緑地の整備が進み、街にうるおいが生まれます。



## 西原町に生まれるうるおいとは...

沖縄県と西原町は、小波津川を暮らしと調和するみどりと水が豊かな空間にすることを目指しています。

### 西原町小波津川イメージ図



### 西原町河川に生息する生き物たち



カワセミ



タテハモドキ



ミナミトビハゼ

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



西原町は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



# お申込み～接続までの流れ

お申し込みから

接続まで

接続前

接続中

接続後



## 工事店への問い合わせ

指定工事店に工事の相談をします。

## 工事の契約

施工方法、費用、支払い条件などを確認し工事契約を結びます。

## 工事の確認申請

確認申請書の作成・提出（指定工事店→町）確認申請書には依頼者の押印が必要です。

## 確認書の交付

確認申請書を審査（施工方法等）して工事の確認をします。審査に合格すると排水設備計画確認書が交付されます。

## 工事の施工

確認書交付後、工事に着手します。

## 工事の完了届

工事完了の日から5日以内に下水道排水設備工事完了届を町に提出します。（指定工事店にて提出）

## 工事完了検査

完了検査に合格すると検査済証及び下水道接続済の章標を交付します。

## 下水道使用開始

申請者（依頼者）は下水道使用開始届を町に提出。下水道を使用できるようになります。

# 西原町下水道接続補助金制度

合併処理浄化槽を設置してる建物	単独処理浄化槽または、汲み取り式便所を設置している建物
工事費が5万円以上の場合は5万円	工事費が10万円以上の場合は10万円
工事費が5万円未満の場合は工事に掛かった金額	工事費が10万円未満の場合は工事に掛かった金額

※ 新築建物の工事は除きます。

補助対象は、下水道が使用できる区域で、下水道への接続が可能となった日以降に申請された補助金交付規程の条件に合うものです。

受付期間は、5月1日から12月28日までとなっています。

※5月1日及び12月28日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日となります。

※予算がなくなり次第終了となります。

# 下水道豆知識

## みずクリン西原(西原浄化センターの愛称)

西原町小那覇に位置し、西原町だけでなく、与那原町、南城市、中城村の4市町村から1日に約11,940立方メートルの下水を受け入れます。(令和5年度実績)

## 西原町のマンホールのフタ

本町のシンボルである運玉森をシルエットに町花ブーゲンビリアと内間御殿のサワフジをデザインしたものです。



## 浄化槽とのコスト比較

下水道と浄化槽をそれぞれ正しい方法で使用した場合、多くの家庭で下水道の方が年間費用を抑える事ができる為、経済的です。



## 下水道の心得

ご協力よろしく  
お願いします

### 心得その1

下水道に油を流すと冷えて固まり下水道管の詰まりや悪臭の原因となります。



### 心得その3

野菜くずなど、大きなごみはもちろん、細かいごみも排水管に流さないようにしましょう。



### 心得その2

ガソリン、灯油シンナー等は下水道管を腐蝕させる原因になります。



### 心得その4

ティッシュペーパーおむつ・生理用品タバコ等を流すと詰まりの原因になります。



# 下水道使用料

公共下水道に接続し、下水道を使用しはじめると流した汚水の量に応じて、「下水道使用料」を支払っていただきます。

「下水道使用料」は西原浄化センターへの汚水処理負担金、下水道管の清掃や修理など維持管理費の一部にあてられます。

下水道使用量は、原則として水道使用量に基づいて決めます。水道水以外（井戸・雨水など）を使用している場合は、使用の態様を勘定して個別に認定します。

## (新) 西原下水道使用料表

(税抜)

用途区分	基本使用料 (1ヶ月当たり)		超過使用料		
	汚水量	使用料			
家事用	8m <sup>3</sup> まで	485円	9~25m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	77円
			26~50m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	87円
			51m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき	96円
業務用	10m <sup>3</sup> まで	784円	11~100m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	101円
			101~200m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	115円
			201~500m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	130円
			501~1000m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	144円
			1001m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき	158円
大衆浴場用				1m <sup>3</sup> につき	45円
臨時用				1m <sup>3</sup> につき	102円
共間用	一戸(世帯)当たりの使用料は、家事用を適用する。 この場合の使用料算定の基礎となる水量は各戸(世帯)均等に使用したものとみなす。				

家庭用の実際の使用料例		業務用の実際の使用料例	
8m <sup>3</sup> 使用の場合	485円	10m <sup>3</sup> 使用の場合	784円
10m <sup>3</sup> 使用の場合	639円	50m <sup>3</sup> 使用の場合	4,824円
20m <sup>3</sup> 使用の場合	1,409円	100m <sup>3</sup> 使用の場合	9,874円
30m <sup>3</sup> 使用の場合	2,229円	200m <sup>3</sup> 使用の場合	21,374円
40m <sup>3</sup> 使用の場合	3,099円	500m <sup>3</sup> 使用の場合	60,374円
50m <sup>3</sup> 使用の場合	3,969円	1000m <sup>3</sup> 使用の場合	132,374円

※基本使用料と超過使用料の合計額に消費税10%を加算した額を水道料金と一緒に支払っていただくことになります。

## お問い合わせ先

 **西原町役場 上下水道課**  
 沖縄県中頭郡西原町与那城 140 番地の 1  
 (役場庁舎 2 階)

-  接続工事と維持管理に関すること
-  下水道の整備計画と工事に関すること
-  補助金制度や下水道使用料に関すること



**945-4934**



gesuidou@town.nishihara.okinawa.jp